

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑訴			

A

50

5

5

①

5

1. ページ

裏面へ

1. 訴因変更は、「公訴事実の同一性を害しない限度」でのみ行うことができる(刑事訴訟法312条1項)。本件における令和5年~~令和5年~~起訴時の訴因(旧訴因)から、令和5年8月6日検に検察官が変更を指示した訴因(新訴因)への変更は、公訴事実の同一性を害しない。

2. 「公訴事実の同一性の意義を検討する。公訴事実とは、本項における「公訴事実とは、法的評価を離れた社会的事実をいう。もっとも、裁判所は事実それ自体には触れ得ないから、ここでいう社会的事実とは、訴因から裁判所が認識する事実をいう。次に、「同一性」について、変更の前後で公訴事実が全く異ならないければ変更の必要はないから、これは、公訴事実の基本的が実質的に異ならないことを意味する。その判断基準について、判例は日時・場所・行為様態等の事情に照らしを考慮し、公訴事実の基本的部分が同一であることを挙げる。しかし、訴因変更制度の趣旨が、裁判所が訴因と異なる心証を得た有罪性のあつたもの、ある心証を得たときに検察官が公訴を取り消した上で再訴の不便を解消し、被告人を二重の危険にさらすことを防ぐために制限をかける。同一手続内での処理を認めつつ、被告人を二重の危険にさらさぬよう一定の制限を設けることであることからすると、変更前後の訴因は一事不再理効果を生じさせるべき範囲の中にとどまらなければならない。その範囲は、訴因と異なる心証を得た有罪性の範囲である。

これ、その範囲は社会的事実であることにおける行為
新を基準に各事実ごとに成立するから結局社会的
事実を~~変更前後~~で1個か2個か、即ち
両事実が~~並立~~しえない関係にあるかを意味する。
5 そうすると、判例の基準は不十分であり、~~変更前後~~
~~変更前後の~~に新事実が~~非~~両立する前法
規範的に~~非~~両立の関係で、「基本的事実の
同一性」を前提に、変更前後の公訴事実が~~前法~~
規範的に非両立の関係があてはめて「公訴事実の
10 同一性」を認めることができる。

3. 本件で検討する。基本的事実の同一性について、
新旧訴因は、日時（令和5年5月23日午後7時48分頃）、
場所（阪大モール内フードコート入口前）、行為
様態（~~本人が~~「右肩から掛けているショルダーバッグ内
15 に左肩差し入れ、在中品を抜き取った）~~サザン~~
~~しろうとした~~）は共通しており、異なるのは、~~左肩から~~右肩からショルダーバ
ッグをかけた人がAであるかBであるかのみにある。
訴因日時・場所・行為様態が、~~分単位~~、~~秒単位~~
20 完全に同一であることから、~~非~~両立性判断の前提
としての基本的事実の共通性に欠けることはない。

次に非両立性について考える。AがXが、Aに対して
窃盗を試み、加えてBにも試みすることは、~~観念~~
25 上可能である。たしかに、令和5年5月23日午後
7時48分頃という短時間の内に2件行うことは、難
しいとしても、ショルダーバッグから~~抜き~~抜き
取ろうとする行為は短時間で済むから不可能で
はない。また、~~A~~Cに逮捕されたのは1回だが
30 両行為をもってCに1回逮捕されることはできる

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑訴			

評価(ABCD)

から両行為が自個に非両立でない。

したがって、新旧訴因中の公訴事実が非両立ではない。

4. 以上より、訴因変更は認められない。

5

5

① 訴因の機能(=)は、解決手続。

② 本件の証拠関係から、両訴因は両立し得る。
検討時と対応し得る。

+ 山

5 本文中、「基本的事実の同一性」とあるものは、「基本的事実の共通性」に改める。

以上。

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。